

# 虐待防止のための指針

有限会社福祉ネットワークさくら

## 虐待防止のための指針

### 1 基本的考え方

有限会社福祉ネットワークさくら（以下「当社」といいます）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、利用者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、支援することを目的とする。

### 2 虐待防止等の適正化における体制

当社では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止委員会」を設置します。

#### ①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

#### ②虐待防止委員会の構成委員

- ・ 役員
- ・ 管理者
- ・ 生活相談員
- ・ サービス管理責任者
- ・ 正社員
- ・ 非正社員

#### ③虐待防止委員会の開催

委員会は、年1回以上開催（必要時はその都度開催）

### 3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び利用者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年1回以上）
- ② 新任者に対する虐待防止研修の実施

- ③ その他必要な教育・研修の実施

#### 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告します。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りではない。
- ② 利用者への虐待が認められた場合は、支給決定をした区市町村窓口へ通報します。

#### 5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。
- ② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③ 事業所内における利用者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、利用者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。

#### 6 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

#### 7 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に虐待防止等の適正化への理解と協力を得るため、当社に掲示を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

附則

この指針は令和6年3月22日改定